平成24年８月24日

各　位

会　社　名　株式会社ＭＩＣメディカル
代表者名　代表取締役社長　　田村　茂
（コード番号：2166）
問合せ先　常務取締役
執行役員管理部長　若狭　博義
（TEL.　03-3818-8575）

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年９月18日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行等に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記Ⅰ．１．（１）「変更の理由」の②において定義いたします。）の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．定款一部変更の件

１．種類株式発行等に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－１」）

（１）変更の理由

平成24年７月27日付当社プレスリリース「エムスリー株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、エムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）は、平成24年６月28日から当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成24年７月26日に終了しております。本公開買付けの結果、エムスリーは、平成24年８月２日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式13,558株（買付け等後における株券等所有割合：96.73%）を保有するに至っております。

当社とエムスリーは、平成24年６月27日付当社プレスリリース「エムスリー株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社をエムスリー及びその関連会社である株式会社メディサイエンスプラニング（以下「メディサイエンスプラニング」といいます。）の完全子会社（エムスリーから、メディサイエンスプラニングに対する、当社の発行済株式の25%に相当する株式の譲渡が行われた場合において、エムスリー及びメディサイエンスプラニングが当社の発行済株式

の全てを保有する状態をいいます。以下同じです。）とすることを目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、エムスリー、メディサイエンスプラニング及び当社の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、当社の成長戦略遂行をより確かなものとするため、エムスリー及びメディサイエンスプラニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、当社の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至りました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、エムスリー及びメディサイエンスプラニングの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

なお、当社は、本完全子会社化手続の実施に関し、下記Ｖ．のとおり、当社の支配株主との間に利害関係のない当社の社外取締役である渡辺泰道氏及び小柳修氏並びに社外監査役である外山興三氏及び二田健氏（当社は株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）に対し、４氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。）より、(ⅰ)当社の過去一年間の業績に鑑み、本公開買付け及び本完全子会社化手続からなる当社をエムスリー及びメディサイエンスプラニングの完全子会社とするための取引（以下「本件取引」といいます。）は全体として当社の企業価値の向上に資するものであり、少数株主の所有する当社株式の価値の向上効果をもたらし、公開買付価格を基礎とする購入価格が少数株主にとり不利益ではないこと、(ⅱ)本完全子会社化手続を含む本件取引に関する当社の意思決定過程は少数株主を含む当社株主の利益に配慮したものであること、並びに(ⅲ)本件取得（下記Ｖ．において定義いたします。以下同じです。）の諸条件（取得の対価を含みます。）の公正性・妥当性が確保されていることから、本件取得を含む本完全子会社化手続を実施することは当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を平成 24 年８月 24 日付で得ております。当社は、平成 24 年８月 24 日開催の取締役会において、取締役全員が出席し、上記意見その他の関連資料を踏まえ慎重に検討した結果、本完全子会社化手続は少数株主の利益を害するものではなく、かつ、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、出席した取締役の全員一致により、本完全子会社化手続の実施（本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集及び付議議案の決定）を決議しております（なお、当社の取締役であった松本慎仁氏及び小原亮一氏は、平成 24 年８月６日をもって取締役を辞任しております。）。

① 当社の定款の一部を変更して、下記（２）に記載の定款変更案第５条の２に定める内容のＡ種種類株式（以下「Ａ種種類株式」といいます。）を発行することができる旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第２条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付さ

れた後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合においては、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を 495 分の１株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

③ 会社法第 171 条第１項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式１株につきＡ種種類株式を 495 分の１株の割合をもって交付いたします。なお、エムスリー以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対するＡ種種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するＡ種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得てＡ種種類株式をエムスリーに売却することを予定しております。

この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 181,412 円（本公開買付けにおける１株当たりの公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件－１」は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第１項、第 108 条第１項第７号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、Ａ種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

また、当社では現行定款第９条、第 46 条及び第 47 条において、事業年度の末日（毎年９月 30 日）を定時株主総会及び期末配当の基準日と、事業年度の中間日（毎年３月 31 日）を中間配当の基準日と、それぞれ定めており、また、第 48 条においては期末配当金等の除斥期間を定めておりますが、本完全子会社化手続が実施された後には、上記基準日等を定める必要がなくなりますので、当該規定を削除するとともに、これに伴う条数の調整を行うものです。なお、第９条を削除した場合、当社の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主は、当該定時株主総会開催時の株主となります。

（２）変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－１」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－１」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現行定款規定	定款変更案
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数） 第５条 当会社の発行可能株式総数は、33,744株とする。	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第５条 当会社の発行可能株式総数は、33,744株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は33,716株、本定款第５条の２に定める内容の株式（以下「Ａ種種類株式」という。）は28株とする。
（新設）	（Ａ種種類株式） 第５条の２ 当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき１円（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対してＡ種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者は、Ａ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
第６条～第８条 （条文省略）	第６条～第８条 （現行どおり）
（基準日） 第９条 当会社は、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又	（削除）

は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。	
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第10条～第15条 （条文省略）	第９条～第14条 （現行どおり）
（新設）	（種類株主総会） 第15条 本定款第９条乃至第12条及び14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．本定款第13条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ３．本定款第13条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
第７章　計算	第７章　計算
第45条 （条文省略）	第45条 （現行どおり）
（期末配当金） 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年９月30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。	（削除）
（中間配当金） 第47条 当会社は取締役会の決議によって、毎年３月31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（削除）
（期末配当金等の除斥期間） 第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２．未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	（削除）

２．全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－２」）

（１）変更の理由

「定款一部変更の件－２」は、「定款一部変更の件－１」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－１」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、「定款一部変更の件－１」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を 495 分の１株の割合をもって交付する旨の定款の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

（２）変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－２」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－１」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件－２」と同内容の定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 24 年 10 月 24 日をもって、その効力が生じるものといたします。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

「定款一部変更の件－１」による変更後の定款規定	定款変更案
第２章　株式	第２章　株式
（新設）	<u>（全部取得条項）</u> <u>第５条の３　当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当会社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につき、Ａ種種類株式を 495 分の１株の割合をもって交付する。</u>
（新設）	<u>附則</u> <u>第５条の３（全部取得条項）の新設は、平成 24 年 10 月 24 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は同日の経過をもってこれを削るものとする。</u>

Ⅱ．全部取得条項付普通株式の取得の件

１．全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件－１」でご説明いたしましたとおり、当社をエムスリー及びメディサイエンスプラニングの完全子会社とすることを目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、エムスリー、メディサイエンスプラニング及び当社の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、当社の成長戦略遂行をより確かなものとするため、エムスリー及びメディサイエンスプラニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、当社の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至り、本完全子会社化手続を実施することにいたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案は、「定款一部変更の件－１」においてご説明いたしました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第１項並びに「定款一部変更の件－１」及び「定款一部変更の件－２」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－１」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株につき、Ａ種種類株式を495分の１株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるＡ種種類株式の数は、上記のとおり、エムスリー以外の各株主の皆様に対して当社が交付するＡ種種類株式の数が１株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対するＡ種種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するＡ種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得てＡ種種類株式をエムスリーに売却することを予定しております。この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に181,412円（本公開買付けにおける１株当たりの公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

２．全部取得条項付普通株式の取得の内容

（１）全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第１項並びに「定款一部変更の件－１」及び「定款一部変更の件－２」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記（２）において定める取得日において、別途定める基準日（取得日の前日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に普通株式を有する株主として記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株と引換えに、A種種類株式を 495 分の１株の割合をもって交付いたします。

（２）取得日　平成 24 年 10 月 24 日

（３）その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－１」及び「定款一部変更の件－２」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－２」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－２」に係る定款変更の効力が生じることを条件としてその効力が生じるものといたします。

なお､その他の必要事項につきましては､当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

Ⅲ．上場廃止の予定について

当社普通株式は、現在、大証 JASDAQ 市場に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－１」､「定款一部変更の件－２」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－２」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、大証 JASDAQ 市場の上場廃止基準に該当することとなりますので､平成 24 年９月 18 日から平成 24 年 10 月 18 日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年 10 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大証 JASDAQ 市場において取引することはできません。

Ⅳ．本完全子会社化手続等の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日設定公告	平成 24 年７月 30 日(月)
本臨時株主総会本種類株主総会基準日	平成 24 年８月 14 日(火)
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 24 年８月 24 日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 24 年９月 18 日(火)

種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－１」）の効力発生日	平成 24 年９月 18 日(火)
当社普通株式の大証における整理銘柄への指定	平成 24 年９月 18 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 24 年９月 19 日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－２」）の公告	平成 24 年９月 19 日(水)
当社普通株式の大証における売買最終日	平成24年10月18日(木)
当社普通株式の大証における上場廃止日	平成24年10月19日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付に係る基準日	平成24年10月23日(火)
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－２」）の効力発生日	平成24年10月24日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付の効力発生日	平成24年10月24日(水)

Ⅴ．支配株主との重要な取引等に関する事項

エムスリーは、平成 24 年８月２日（本公開買付けの決済開始日）をもって、総株主の議決権の数に対する割合（当社の第 26 期第２四半期報告書（平成 24 年５月７日提出）に記載された平成 24 年３月 31 日現在の総株主の議決権の数（13,176 個）に、平成 24 年４月１日から平成 24 年７月 18 日までの間に新株予約権の行使により移転された自己株式 840 株に係る議決権数（840 個）を加えた数（14,016 個）を分母として、小数点以下第３位を四捨五入して計算しております。）にして 96.73％に相当する数の当社株式（13,558 株）を保有するに至っており、上記Ⅱ．に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成 24 年８月 20 日付コーポレートガバナンス報告書「Ⅰ．４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、「エムスリー株式会社及びそのグループ会社との取引については、経済合理性がある場合は積極的に継続・推進し」つつ、「資本関係を理由とした排他的な取引は行わない」ことを基本方針としております。当社は、この基本方針に基づき、支配株主であるエムスリーと取引を行う場合には、同社と同社以外の少数株主の利益が実質的に相反するおそれの有無に鑑み、取引の公正性を担保するための措置を講じ、取締役会において十分な審議を経た上で行うこととしております。

当社は、上記Ⅱ．１．に記載のとおり、Ａ種種類株式の売却後に各株主様に交付される金銭の額については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（平成 24 年 10 月 23 日とすることを予定しております。）において各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 181,412 円（本公開買付けにおける１株当たりの公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭となるように設定することを予定しております。

エムスリーが当社をエムスリー及びメディサイエンスプラニングの完全子会社とすることを目的とする取引の一環をなし、本件取得の前提となる本公開買付けの公正性（本公開買付けにおける公開買付価格の公正性を含みます。）を担保するために当社が講じた措置につきましては、平成 24 年６月 27 日付当社プレスリリース「エムスリー株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の「２.（３）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおりです。

また、当社は、本件取得を含む本完全子会社化手続の実施に関し、当社の支配株主との間に利害関係のない当社の社外取締役である渡辺泰道氏及び小柳修氏並びに社外監査役である外山興三氏及び二田健氏（当社は大証に対し、４氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。）より、(ⅰ)当社の過去一年間の業績に鑑み、本公開買付け及び本完全子会社化手続からなる当社をエムスリー及びメディサイエンスプラニングの完全子会社とするための取引は全体として当社の企業価値の向上に資するものであり、少数株主の所有する当社株式の価値の向上効果をもたらし、公開買付価格を基礎とする購入価格が少数株主にとり不利益ではないこと、(ⅱ)本完全子会社化手続に関する当社の意思決定過程は少数株主を含む当社株主の利益に配慮したものであること、並びに(ⅲ)本件取得の諸条件（取得の対価を含みます。）の公正性・妥当性が確保されていることから、本件取得を含む本完全子会社化手続を実施することは当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を平成 24 年８月 24 日付で得ております。

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社取締役全員が出席し、上記意見その他の関連資料を踏まえ慎重に検討した結果、本完全子会社化手続は少数株主の利益を害するものではなく、かつ、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、出席した取締役の全員一致により、本完全子会社化手続の実施（本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集及び付議議案の決定）を決議しております（なお、当社の取締役であった松本 慎仁氏及び小原 亮一氏は、平成 24 年８月６日をもって取締役を辞任しております。）。

当社は、以上を踏まえ、本件取得を含む本完全子会社化手続は少数株主の利益を害するものではなく、本件取得は上記指針に適合しているものと判断いたしました。

以　上